

令和3年度 事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税等を軽減します

申告期限：令和3年2月1日（月）消印有効

（受付窓口開始は、令和3年1月4日（月）からです。）

※申告期限までに提出されない場合、軽減措置を適用できません。申告期間内に郵送で提出してください。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～10月の任意の連続する3か月の売上高が前年同期と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業を営むものを除きます。

【対象となる資産】

対象となる方が所有する事業用家屋及び償却資産

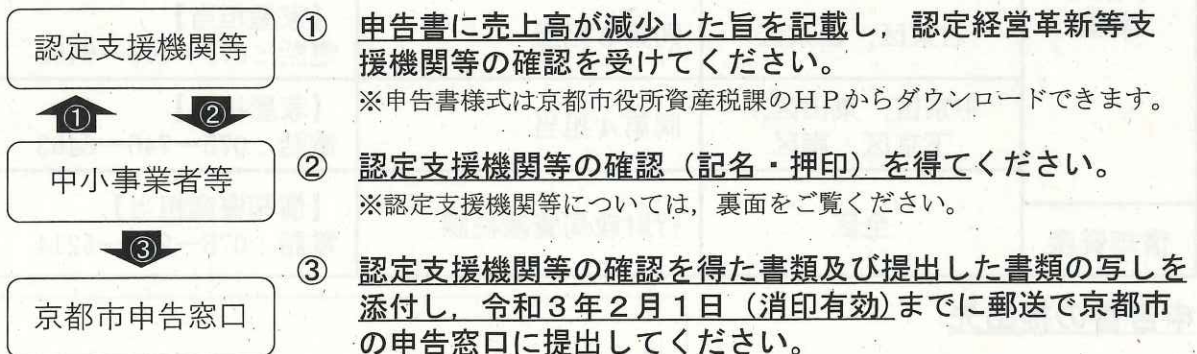
「事業用家屋」とは、事務所や店舗、工場などの居住用の住宅以外の家屋のほか、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなどが該当します。

【軽減される期間及び割合】

令和3年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。

対象税目	減少割合	軽減割合
固定資産税及び都市計画税	30%以上50%未満	50%
	50%以上	100%

【申告方法】



詳しくは、京都市役所資産税課のホームページをご覧ください。

京都市 固定資産税 コロナ

検索 

>>>>



資産税課